

シラバスの内容

ねらい	含まれるべき事項
	<p>オ 精神医療・保健・福祉に係る多職種連携をはじめとする支援におけるチームアプローチの実際</p> <p>カ 精神保健福祉士としての職業倫理と法的義務への理解</p> <p>キ 施設・機関・事業者・団体等の職員の就業などに関する規定への理解と組織の一員としての役割と責任への理解</p> <p>ク 施設・機関・事業者・団体等の経営やサービスの管理運営の実際</p> <p>ケ 当該実習先が地域社会の中の施設・機関・事業者・団体等であることへの理解と具体的な地域社会への働きかけとしてのアウトリーチ、ネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発に関する理解</p> <p>④ 精神保健福祉援助実習指導担当教員は、巡回指導等を通して、実習事項について学生及び実習指導者との連絡調整を密に行い、学生の実習状況についての把握とともに実習中の個別指導を十分に行うものとする。</p>

(注)精神保健福祉援助実習を実施する際には、下記の点に留意すること。

- ① 配属実習に際しては、健康診断等の方法により、実習生が良好な健康状態にあることを確認したうえで配属させること。
- ② 実習先は、巡回指導が随時可能な範囲で選定することとし、実習内容、実習指導体制、実習中のリスク管理等については実習先との間で十分に協議し、確認しあうこと。

IV－② 実習・演習担当教員の要件

- 実習・演習担当教員については、現場における相談援助の知識及び技術を活用することにより、実践力の高い精神保健福祉士を養成する観点から、
- ① 実習指導と演習の担当教員についても、新たに要件を設けることとし、
 - ② 実習・演習担当教員については、5年以上の実務経験を有する精神保健福祉士や一定の教歴を有する者を原則としつつ、
 - ③ これら以外の者については、「精神保健福祉士実習・演習担当教員講習会」を新たに創設し、その受講を義務付けることとする。

見直し案	現行
<p>精神保健福祉援助演習、精神保健福祉援助実習及び精神保健福祉援助実習指導</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 大学院、大学、短期大学及びこれらに準ずる教育機関において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、講師(非常勤を含む。)又は助教として5年以上担当した経験のある者 ② 専修学校の専門課程の専任教員として、当該科目を5年以上担当した経験のある者 ③ 精神保健福祉士資格取得後、5年以上相談援助業務に従事した経験のある者 ④ ①から③までに該当しない者であって、厚生労働大臣が定める基準を満たす講習会の課程を修了したものの(26年度内に当該講習会の課程を修了する見込みの者を含む。) 	<p>精神保健福祉援助実習</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 大学院、大学、短期大学及びこれらに準ずる教育機関において、法令の規定に従い、精神保健福祉援助実習を担当する教授、助教授又は講師(非常勤を含む。)として選考された者 ② 専修学校の専門課程の専任教員として、精神保健福祉援助実習を3年以上担当した経験のある者 ③ 精神保健福祉士資格取得後、5年以上相談援助業務に従事した経験のある者

見直し案	現行
<p><u>【経過措置】</u></p> <p><u>○ 平成24年3月31日において、現に実習・演習を担当する教員であって、①から③までに該当しないものについては、平成27年3月31日までの間、引続き実習・演習を担当することができるものとする。</u></p>	

IV－③ 実習・演習担当教員の員数

- 実習・演習担当教員の員数については、現行、養成施設における演習科目のみ、20:1以上で配置しなければならないこととされているが、学生1人1人に対し、よりきめ細かい教育を行うことを通じて、より実践力の高い精神保健福祉士を養成する観点から、**大学も含め、演習と実習指導について、現行制度と同様、20:1以上の教員を配置しなければならないこととする。**

見直し案	現行
<p>① <u>精神保健福祉援助演習及び精神保健福祉援助実習指導の授業を行うに当たっては、少なくとも学生20人につき1人以上の教員を有すること。</u></p> <p>② <u>大学等にあつては、①の教員のうち、少なくとも1人以上は専任の教員を配置すること。</u></p>	<p>精神保健福祉援助演習が学生20人以下で実施が可能となる数の教員を有すること。</p>

IV－④ 実習指導者に係る基準の見直し

1 受入学生数

- 1実習施設等において、より多くの学生を受け入れ、かつ、きめ細やかな実習指導ができるよう、実習施設等が同時に受け入れることができる学生数について、実習施設等当たりの基準から実習指導者当たりの基準に変更する。

見直し案	現行
<u>1の実習を行う施設又は事業に係る事業所において、同時に受け入れることができる学生数は、当該実習を行う施設又は事業に係る事業所に従事する実習指導者の員数に5を乗じて得た数を上限とすること。</u>	<u>実習施設の数、実習の必要な学生数の十分の一以上であること。</u>

(ex.)実習の必要な学生が20人の場合

	〈指導者〉	〈学生〉		〈指導者〉	〈学生〉
〈見直し後〉 A施設 (実習指導者a)	1人	5人	←	〈現行〉 A施設(実習指導者a)	1人以上 10人
(実習指導者b)	1人	5人		B施設(実習指導者b)	1人以上 10人
(実習指導者c)	1人	5人			
小計	3人	15人			
B施設 (実習指導者d)	1人	5人			
合計	4人	20人		合計	2人以上 20人

2 実習指導者の資格要件

- 実習指導者については、3年以上の実務経験を有する精神保健福祉士であることに加え、実習指導者研修課程を修了することを求めることとし、その資格要件を強化する。
- 地域の障害福祉サービス事業を行う施設等における、障害者を対象とした相談援助の実習指導については、上記の資格要件を満たす精神保健福祉士の実習指導者に加えて、社会福祉士の実習指導者による指導も可能とすることとする。

見直し案	現行
<p>実習指導者は、次のいずれかの要件に該当する者であること。</p> <p>① <u>実習指導者は、精神保健福祉士の資格取得後、3年以上相談援助業務に従事した経験のある者であって、厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会の課程を修了した者であること。</u></p> <p>② <u>①にかかわらず、実習指導者が障害福祉サービス事業を行う事業所の職員であるときは、社会福祉士の実習指導者としての要件を満たす者としてすることができること。</u></p>	<p>精神保健福祉士の資格取得後、3年以上相談援助業務に従事した経験のある者</p>

見直し案	現行
<p>【経過措置】</p> <p>③ <u>①の規定にかかわらず、精神保健福祉士の資格取得後、3年以上相談援助業務に従事した経験のある者については、平成27年3月31日までの間に、厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会の課程を修了すれば足りることとする。</u></p> <p>④ <u>精神保健福祉士の資格取得後、3年以上相談援助業務に従事した経験のある者と同等以上の知識及び経験のある者については、平成27年3月31日までの間に限り、実習指導者として認めることとする。</u></p>	

IV－⑤ その他の基準の見直し

- 効果的な実習教育を確保する観点から、精神科病院等の医療機関と障害福祉サービス事業を行う施設等との機能の異なる2以上の実習施設で実習を行うこととし、その内、精神科病院等における実習は90時間以上行うことを基本とする。
- 実習担当教員が週1回以上の定期的巡回指導を行うことを前提としつつ、実習施設との連携の下で、学内指導が行えることとする。

見直し案	現行
<p>① 各実習施設における実習計画が、当該実習施設との連携の下に定められていること。</p> <p>② 実習は、<u>相談援助の一連の過程を網羅的に学習できるよう</u>、学生1人に対し、精神科病院等の<u>医療機関と障害福祉サービス事業を行う施設</u>その他の実習施設等とで実施するなど、機能の異なる2以上の実習施設で実施する<u>ものとする</u>。</p> <p>③ 実習のうち精神科病院等の<u>医療機関における実習を必須とし、十分に学習できるよう、90時間以上行うこと</u>を基本とする。</p>	<p>①各実習施設における実習計画が、当該実習施設との連携の下に定められていること。</p> <p>② 実習は、学生1人に対し、精神科病院等<u>保健・医療施設と精神障害者社会復帰施設等</u>その他の実習施設とで実施するなど、機能の異なる2以上の実習施設で実施する<u>ことが望ましいこと</u>。</p> <p>③ 実習施設のうち精神科病院及び病院(精神病床を有するものに限る。)については、<u>精神病棟ごとに1施設として取り扱うことができるものであること</u>。</p>

見直し案	現行
<p>④ <u>実習担当教員は、少なくとも週1回以上の定期的巡回指導を行うこと。</u> <u>ただし、これにより難しい場合については、実習期間中に、少なくとも1回以上の巡回指導を行うことを前提に、実習施設との十分な連携の下、実習期間中に学生が養成施設等において学習する日を設け、指導を行うことも差し支えないこととする。</u></p> <p>⑤ 実習において知り得た個人の秘密の保持について、実習生が十分配慮するよう指導すること。</p>	<p>④ <u>実習施設は、実習担当教員による定期的巡回が可能な地域に存すること。</u></p> <p>⑤ 実習において知り得た個人の秘密の保持について、実習生が十分配慮するよう指導すること。</p>

IV－⑥ 実務経験に対する実習免除の取扱い

- 現に福祉サービスに従事している者について、その負担を軽減し、精神保健福祉士国家資格の取得を促す観点から、現行の1年以上の実務経験を経た者については、**実習（実習指導を含む。）**が免除される取扱いを維持する。

見直し案	現行
指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、入学し、又は入所する者については、精神保健福祉援助実習及び精神保健福祉援助実習指導の履修を免除することができる。	指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、入学し、又は入所する者については、精神保健福祉援助実習の履修を免除することができる。